

動画視聴サービス契約書

(以下「甲」という。)と一般社団法人日本予防医学マイスター協会(以下「乙」という。)とは、以下のとおり契約を締結した(以下「本契約」という。)

(契約の成立)

第1条 甲と乙は、乙が甲に対し下記の動画(以下「サロン動画」という。)を視聴させ(以下「本サービス」という。), 甲は乙に対し料金(参加費用)を支払う契約を締結した。

記

1. 予防医学 初級編
2. 6大栄養素セミナー前半
3. 6大栄養素セミナー後半
4. サプリメント比較セミナー
5. オプティマムファスティングセミナー
6. 症状別サプリメントセミナー前半
7. 症状別サプリメントセミナー後半
8. 予防医学 中級編
9. 予防医学 上級編
10. 免疫セミナー
11. 予防医学検査セミナー

(契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、令和 年 月1日より1年間とする。

(料金)

第3条 甲は乙に対し、令和 年 月1日までに、参加費用6万6000円を乙のショッピングサイトで決済する方法により支払う。本契約を更新する場合の更新後の費用については、甲は乙に対し、更新開始日の1か月前までに同様の方法で支払う。

(秘密保持及び個人情報の取り扱い)

第4条 甲は、本サービスに関連して乙が甲に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した情報について、乙の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとし、これを第三者に開示、漏えい等しないものとする

- 2 甲は、本サービスの利用により知り得た個人情報(乙提供のものに限られない)を、個人情報保護法及び関連するガイドライン、甲の定めるプライバシーポリシー等に従い、適切に取り扱うものとする。

(権利帰属)

第5条 本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は、すべて乙または乙にライセンスを許諾している者に帰属し、乙が甲に動画を視聴させる行為は、これら権利の使用許諾を意味するものではない。

(本サービスの機能、内容等の変更)

第6条 乙は、乙の都合により、本サービスの機能、内容等を変更(一部の機能の廃止を含む。)することができる。

- 2 乙は、本条に基づき乙が行った措置に基づき甲に生じた損害について一切の責任を負わない。

(契約上の地位の譲渡等)

第7条 乙は、本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本契約に基づく権利及び義務並びに甲の登録事項その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡するこ

とができるものとし、甲は、当該譲渡につき本項において予め同意したものとする。

(登録事項の変更)

第8条 甲は、登録事項に変更または誤記がある場合には、乙所定の手続により、直ちに登録事項を変更または修正しなければならない。

2 乙は、甲が前項の変更または修正を怠ったことにより、乙からの通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わない。

(動作環境)

第9条 乙は甲に対して本サービスについて、全ての環境（端末の性能、ソフトウェアの種類・バージョン通信機器の種類・性能等）、全世界での利用について、同一の動作保証を行うものではない。環境によっては、本サービスが利用できず、または不具合その他の影響等が生じる可能性があり、これらの利用不能、不具合や影響等について乙は一切責任を負わない。

2 本サービスやシステム等の変更等により、当該変更等前に利用できた環境において変更後の本サービスが利用できず、または不具合その他の影響等が生じる可能性があり、これらの利用不能、不具合や影響等について乙は一切責任を負わない。

(利用環境の準備、維持)

第10条 本サービスを利用するために必要な端末、ソフトウェアその他の機器通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は甲の費用及び責任において行うものとする。甲は自己の本サービスの利用環境に応じてコンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとする。

(パスワード等の管理)

第11条 甲は、本サービスの利用のためのID及びパスワードを甲の責任において厳重に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならない。

2 第三者が甲のID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は甲の行為とみなされるものとし、乙は、これにより甲が被った損害を賠償する責任を負わず、甲は乙が被った損害を拜誦する責任を負う。

(禁止事項)

第12条 甲は、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると乙が判断する行為をしてはならない。

- (1) 乙が甲に 本サービスの利用のためのID及びパスワードを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買する行為
- (2) 乙が甲にサロン動画を保存、複製する行為
- (3) 乙が甲にサロン動画を第三者に視聴させる行為
- (4) 乙が甲にサロン動画または複製したものを第三者に視聴させる行為
- (5) 乙が甲にサロン動画をYouTube等の動画サイトにあげる行為
- (6) 乙が甲にサロン動画のURLを第三者に伝える行為
- (7) 乙が甲にサロン動画コンテンツを商業利用する行為
- (8) 乙が甲にサロン動画複製したものを第三者に譲渡する行為
- (9) 乙が甲にサロン動画の知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権を含む)を侵害する行為
- (10) 乙が甲にサロン動画を翻訳し、編集し、脚色する等して二次的著作物を創作する行為
- (11) その他乙がサロン動画コンテンツの権利を侵害する行為

(本サービスの停止)

第13条 乙は、以下のいずれかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、本サービスを停止または中断することができるものとする。

(2) サロン動画を視聴させるために使用しているコンピューター・システムの点検または保守作業を行う場合

(3) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合

(4) 地震、落雷、火災、風水害、停電などの不可抗力により動画を視聴させることができなくなった場合

(5) その他、乙が停止又は中断を必要と判断した場合

2 乙は、前項により甲に生じた損害について一切の責任を負わない。

(視聴させる動画等の変更、終了)

第14条 乙は、乙の都合により、サロン動画の内容を変更し、または視聴を終了することができる。

2 乙は、前項により甲に生じた損害について一切の責任を負わない。

(契約の解除)

第15条 甲は乙に対し、本契約の更新を希望する月の前月末日までに、本契約を更新する意思表示を示すことで、本契約を更新することができる。

2 乙は、甲が以下の各号のいずれかの事由に該当し、又は該当するおそれもしくは疑いがあると判断する場合、事前の通知又は催告をせずに、本契約を解除もしくは本サービスの利用の全部または一部の停止することができる。

(1) 本契約の条項に違反した場合

(2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合

(3) 登録事項に変更があったにも関わらず、変更手続を怠った場合

(4) その他、乙が本サービスの利用、甲としての登録又は本サービス利用契約の継続を適当でないと判断した場合

3 本契約の解除もしくは本サービスの利用の全部または一部の停止が生じたとしても、乙は甲に対し、甲が乙に対しすでに支払った参加費用を返金する義務を負わず、かつ、甲に何らかの損害が生じたとしても一切の責任を負わない。

(契約の更新)

第16条 甲が本契約の更新を希望する場合、甲は乙に対し、本契約期間満了の日の1か月前までに本契約を更新する旨の意思表示を行うことで、本契約と同様の条件で1年間契約が更新されるものとする。

(損害賠償)

第17条 甲は、第12条各号のいずれかに該当する行為または該当すると乙が判断する行為を行なった場合及び本契約に関する情報について漏えいを生じさせた際には、乙に対してそのすべての損害を賠償する責任を負う。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住 所

氏 名 _____ (印)

乙

住 所 東京都新宿区西新宿 6-20-7-3312

名 称 一般社団法人日本予防医学マイスター協会

代表理事 坂田武士

